

障がいを理由とする差別の解消について（障がい者差別解消総合推進事業）

「障害者差別解消法」が平成25年6月に制定され、平成28年4月から施行。

目的：障がいを理由とする差別を解消し、もつて共生社会の実現をめざす。

・差別解消のための措置：<不当な差別的取扱いの禁止> <合理的配慮の不提供の禁止>

・差別解消のための支援措置：相談、紛争の防止・解決に係る必要な体制を整備

⇒ 法制定を踏まえた府の取組みの方について、障がい者施策推進協議会に差別解消部会を設置して検討（平成25年11月～26年9月）

差別解消部会による「提言」（平成26年9月）のポイント

[1]ガイドライン策定のあり方

何が差別に当たるのかについて分かりやすく示し、啓発や個別の相談の場面において活用。
① 不当な差別的取扱いについて
府民生活に深く関わる分野ごとに、不当な差別的取扱いの内容並びに差別となりうる事例を記載。ただし、雇用分野は改正障害者雇用促進法での対応に委ねる。

② 合理的配慮の不提供について
上記の分野ごとに、望ましい合理的配慮の事例を記載。

[2]相談、紛争の防止・解決の体制整備のあり方

府・市町村の適切な役割分担のもと、府は広域的な立場から、次のような仕組みを講じる。

- ・地域で解決が困難な事案（市町村域を超える事案等）について、助言、調整等支援を行う専門性有する人材の配置。
- ・地域で解決が出来なかった事案について、助言やあっせん案の提示を行う「合議体」の設置。

[3]障がい理解の推進

ガイドラインの普及啓発と合わせ、障がい理解の啓発を強化。

取組みの三本柱

平成26年度内に 府ガイドライン策定	府独自の相談、紛争の 防止・解決の体制整備	障がい理解を深める ための啓発活動促進
-----------------------	--------------------------	------------------------

※ ガイドラインをより実効性あるものとするため、また、相談等体制整備の根拠として、条例制定について検討することが必要。

[3]留意事項

定期的な見直し

今後、国の動向等を含め、状況の変化に応じて適切に見直しを行う。また、記載する事例についても、実際の相談における事例を積み上げて、よりわかりやすいガイドラインとなるように充実を図る。

※ ガイドラインのわかりやすい版は「啓発リーフレット」、障がい特性ごとの配慮等は「障がい理解ハンドブック」を別途作成し、ガイドラインとあわせて複合的に障がい理解の啓発を推進する。

[2]「広域・専門相談員（仮称）」

府に専門性を有する相談員を置き、平成28年4月の法施行に向け、ヒアリング・指導・助言を通じ、市町村はじめ府内の相談体制の確保を支援。

[3]「出前講座」事業

企業等に障がい当事者等を講師として派遣し、障がい理解を深める講座を実施し、差別の未然防止を図る。

（仮称）大阪府差別解消ガイドライン（案）の概要

[1]ガイドラインの目的～「差別の未然防止」と「考え方、対話し、理解し合うきっかけ、「共生社会」を目指して～

- ・障がいを理由とする差別についての理解を深め、差別を未然に防止することを目指す。
- ・ガイドラインは、「理解し合うこと」、「対話すること」、「考えること」のきっかけを提供。
- ・障がいを理由とする差別をなくす取組みを進め、障がい者も、障がいのない人も、誰もが暮らしやすい共生社会づくりへ。

[2]ガイドラインの構成～まず基本的な考え方を示し、府民生活に関する分野ごとに具体的な事例を盛り込み～

- ① 国の基本方針を参考に、基本的な考え方を記載
- ・障がいを理由とする差別とは、「不当な差別的取扱い」には当たらない。

- ◆ 不当な差別的取扱い：障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすることで、障がい者の権利利益を侵害すること。
- ◆ サービスの提供の拒否等に「正当な理由」がある場合は、「不当な差別的取扱い」には当たらない。
- ◆ 合理的配慮の不提供：障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があつた場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。
- ◆ 合理的配慮の提供を求められた際に、「過重な負担」が生じる場合は、「合理的配慮の不提供」には当たらない。

- ※ 正当な理由や過重な負担かどうかは、個別の事案ごとに判断する必要がある。
- ※ 私の行為は法の対象外。ガイドライン等による障がい理解の啓発で対応。
- ◆ 障がい者、事業者とは、（障がい者、事業者の対象範囲について）
- ◆ 障がい者は手帳所持者に限らない。事業者には個人事業主やNPO法人等も含まれる。
- ◆ 対象分野（「商品・サービス」「福祉サービス」「公共交通機関」「住宅」「教育」「医療」）ごとに具体的な事例を記載
- ・不当な差別的取扱いとなりうる事例と望ましい合理的配慮の事例。
- ・参考として、障がい理解のための啓発冊子や支援ツール等を紹介。

平成27年度予算額 9,002千円（うち 設備費9,002千円）

[1]ガイドラインの普及啓発及び障がい理解ハンドブックの作成 ○予算額 3,660千円

何が差別に当たるのかを示すガイドライン及び啓発リーフレットの作成・配布。あわせて、障がいに対する正しい理解を深めるとともに、障がい特性に応じた適切な配慮等を解説するハンドブックを作成・配布。

◎予算額 2,347千円

（仮称）大阪府差別解消ガイドライン策定スケジュール

府に専門性を有する相談員を置き、平成28年4月の法施行に向け、ヒアリング・指導・助言を通じ、市町村はじめ府内の相談体制の確保を支援。

◎予算額 2,995千円

企業等に障がい当事者等を講師として派遣し、障がい理解を深める講座を実施し、差別の未然防止を図る。

平成26年11月下旬～27年1月中旬 事業者団体（約40団体）及び障がい当事者団体（約30団体）へのヒアリング・意見照会

平成27年1月下旬～2月中旬 差別解消部会、障がい者施策推進協議会への報告・意見聴取を踏まえ、ガイドライン（案）を作成

平成27年2月中旬～3月中旬（約1か月）府民意見募集

平成27年3月末 ガイドライン策定・公表

目的

新子育て支援交付金の創設について

子ども・子育て支援新制度の実施に合わせ、市町村における乳幼児医療費助成をはじめとした子育て支援施策の充実を支援するため、新たな交付金制度を創設。

制度の概要

<趣旨>

府が策定する子ども総合計画の目標達成に資することを目的に、市町村が地域の実情に沿って取り組む事業を支援するため市町村に交付。

<制度の概要>

優先配分枠（5億円）（*）	} 総額 22 億円
成果配分枠（17億円）	

(*)優先配分枠については、H26 補正予算（経済対策）に振替予定

<優先配分枠について>

- (1) 対象市町村 府内市町村（政令市・中核市を含む）
- (2) 対象事業 府から提示するモデルメニューに適合する事業
子どもの貧困への取組み、障がい児への支援、児童虐待の防止等
- (3) 配分方法 市町村が設定する優先順位順に配分（1事業 500万円を上限）

<成果配分枠について>

- (1) 対象市町村 府内市町村（政令市・中核市を含む）
- (2) 対象事業 乳幼児医療費助成をはじめとした子育て支援施策
- (3) 配分方法 人口割+均等割により、市町村ごとに基準額を算出。
府が設定する評価項目に基づき点数化の上、点数に応じて基準額を増減し配分額を決定。

参考

乳幼児医療費助成事業

平成27年度当初予算額 38億9,477万円

府補助基準 対象者 小学校就学前児童

所得制限 高額療養費一般低位基準を準用

（四人世帯収入 約5,140千円）

地域医療介護総合確保基金（介護分野）について

卷五

【1. 概要】

- 団塊の世代の全てが後期高齢者となる2025年を展望し「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題
 - 消費税増収分を財源として、医療・介護サービスの提供体制の改革を推進する新たな財政支援制度（基金）を創設
 - 各都道府県が作成する計画に基づき事業実施
 - 平成26年度より医療を対象として実施し、介護については平成27年度から実施

【2. 基金（介護分野）の対象事業】

- 介護保険事業支援計画や保健医療計画・地図医療ビショク等との整合性を図り、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進していくための施策を実施
 - 介護施設等の整備の推進（地域密着型サービス施設等の整備への助成等）
 - 介護人材等の確保と資質の向上

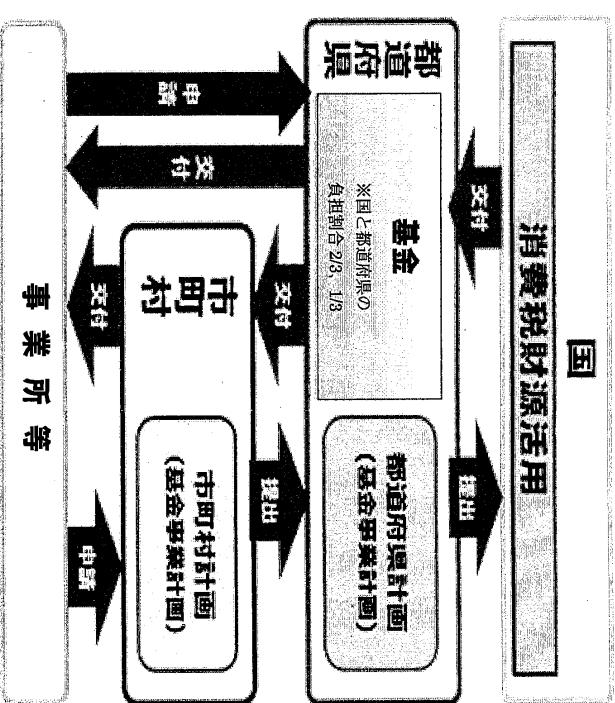
【3. 基金の造成】

- 基金の造成割合は国2／3：都道府県1／3
 - 平成26年度の国予算は、医療分野で904億円（うち、国庫602億円）
 - 平成27年度の国予算案は、医療分野で904億円（うち、国庫602億円）
介護分野で724億円（うち、国庫483億円）
 - 〔内訳：施設整備分 634億円、人材確保分 90億円〕
 - 合計1,628億円
 - (府造成額については調整中)

【4. スケジュール(予定)】

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1月 | 平成27年度地域医療介護総合確保基金所要額の調査 |
| 3月 | 事業量の国ヒアリング |
| 国予算成立後 | 都道府県へ基金配分額（介護分野）の内示 |
| 7月頃 | 国からの交付決定 |

【5. 新たな財政支援制度の仕組み】



【6. 介護分野の予算案】

平成27年度から実施の介護分野の事業について、介護施設等の整備や介護人材等の確保と資質の向上のため事業を実施（予算額については調整中）

事業所

- | ●介護分野の予算案】 | |
|--------------|--|
| | 主な事業 |
| ●介護施設等の整備の推進 | <p>・地域密着型特別養護老人ホーム、小規模多機能型住宅
 介護、認知症高齢者グループホーム、定期巡回・随時
 対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスの施設等
 の整備等</p> |

5

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1月 | 平成27年度地域医療介護総合確保基金所要額の調査 |
| 3月 | 事業量の国ヒアリング |
| 国予算成立後 | 都道府県へ基金配分額（介護分野）の内示 |
| 7月頃 | 国からの交付決定 |

第3期大阪府地域福祉支援計画（案）の概要について

資料 6

第3期計画策定の趣旨

- 地域福祉を取り巻く課題は、急速に進展する少子高齢化などの社会・経済・雇用の構造変化を受けて複雑・多様化しており、これら今日的な変化への柔軟かつ機敏な対応が求められている。
- 第3期大阪府地域福祉支援計画では、これら地域福祉を取り巻く環境変化を踏まえ、一層の公民政効と要援護者に対する総合的な支援体制の構築により、地域福祉のセーフティネットの充実・強化に取り組む。
- 計画策定にあたっては、地域福祉推進に向けた原則（「人権の尊重と住民主体の福祉活動」「ソーシャル・インクルージョン」「ノーマライゼーション」「多様な主体の参画とパートナーシップ（福祉協働）」の基本観点に沿って、施策の体系化と取組みの重点化を図る。）

計画の位置づけ		計画の目標・期間		地域福祉施策の方向性		策定スケジュール	
I 地域福祉のセーフティネットを抜け、強くする		■目標 『誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会』 『地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きられる地域社会』 『あらゆる主体の協働により福祉活動が実践される地域社会』		■目標 『誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会』 『地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きられる地域社会』 『あらゆる主体の協働により福祉活動が実践される地域社会』		■目標 ・平成27年度から平成31年度（5年間） ・地域福祉のセーフティネットを抜け、強くする ・生活困難者自立支援法に係る任意事業実施自治体数 ・地域の生活と福祉を支える基盤を強化する ・市町村の自主性・創造性を育み、その取組みを積極的にサポートする	
II 地域福祉を担う多様な人づくりをすすめる		■期間 平成27年度から平成31年度（5年間）		■主な数値目標		■パブリックコメント ・平成27年1月30日～3月2日 ■計画策定・公表 ・大阪府地域福祉推進審議会（3月中旬） を経て、3月末・策定・公表予定	
III 地域の生活と福祉を支える基礎を強化する							
IV 市町村の自主性・創造性を育み、その取組みを積極的にサポートする							

第4期大阪府障がい福祉計画（案）の概要について

資料 7

障がい福祉計画とは

- 根拠：障害者総合支援法第89条第1項

■趣旨：

- 国の基本指針に即して、3年間の障がい福祉サービスの見込量等を示すもの。
- 都道府県障がい福祉計画と同時に策定する市町村障がい福祉計画の達成に資するため、広域的な観点から障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業などに関して、具体的な数値目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき方策等を記載。
- 現在は、「第3期大阪府障がい福祉計画」（平成24年度から26年度）の計画期間であり、平成27年度から29年度の3年間を計画期間とする「第4期大阪府障がい福祉計画」を今年度中に策定予定。なお、大阪府の障がい福祉計画は、障がい者計画※と一体的に記述していることから、「第4次大阪府障がい者計画」の関連部分にその内容を反映する。

⇒ 長期的な視野から、障がい者施策全般に関する基本的な方向と達成すべき目標を示す総合的な計画。「第4次大阪府障がい者計画」の計画期間は平成24年度から33年度）の10年間。

第4期大阪府障がい者計画の構成

【第1章】

計画策定にあたって

【第2章】

基本的な視点

【第3章】

施策の推進方向

○第1節 最重点施策

○第2節 生活場面に応じた施策の推進方向

- ・生活場面①「地域やまちで過ごす」
- ・生活場面②「学ぶ」
- ・生活場面③「働く」

→ 「第4期大阪府障がい福祉計画」策定の方向性

○ 障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）の数値については、国的基本指針において、基本的な考え方が整理されている。大阪府においては、これらの考え方を踏まえ、大阪府の状況やこれまでの取り組みの実績を加味しながら、第4期大阪府障がい福祉計画の成果目標の数値等を決定。

○ また、各成果目標ごとに、平成27年度から平成29年度までの各年度の障がい福祉サービス等の各分野における取組み状況を分析するための指標（活動指標）を設定し、その見込値の達成のための方策等を明らかにし、計画目標の実現をめざす。

○ 上記の数値目標や障がい福祉サービス等の見込量については、計画の第4章に掲載し、方策等については第3章にその内容を反映する。なお、「成果目標」については年1回、「活動指標」については年2回、その進捗状況の分析・評価等を行い、その結果を公表する。

第3期障がい福祉計画からの主な変更点

① P D C A サイクルの導入

- ・「成果目標」と「活動指標」について
- ・各年度の中間評価について
- ・評価結果の公表について

② 成果目標に関する事項

- ・福祉施設から地域生活への移行促進
- ・精神科病院から地域生活への移行促進
- ・福祉施設から一般就労への移行促進
- ・地域生活支援拠点等の整備
- ・その他
- ・障がい児支援体制の整備
- ・計画相談の連携強化、研修、虐待防止 等

【第4章】

第3期大阪府障がい福祉計画の数値目標 及び見込量について

<大阪府の成果目標>	
目標	考え方
福祉施設から地域生活への移行	平成25年度末時点の施設入所者の地域移行12%以上、入所者の減少4%以上とすることを数値目標とする。
精神科病院から地域生活への移行	平成29年度の6月末時点の長期在院者数を、平成24年度の6月末在院期間1年以上の長期在院者数から18%以上削減することを数値目標とする。
入院後3ヶ月時点、1年時点の退院率の上昇	平成24年度の調査時点（6月30日）までに入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上、入院後1年時点の退院率を91%以上とする。
在院期間1年以上の長期在院者数の減少	平成24年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを数値目標とする。
福祉施設から一般就労への移行	あわせて、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者数から6割以上増加し、就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とすることを数値目標とする。
地域生活支援拠点等の整備	障がい者の地域生活を支援する機能の集約等を行う地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各団体に少なくとも一つを整備する。

<今後のスケジュール>

- 2月13日 計画案作成の上、大阪府障がい者施策推進協議会において審議
- 2月16日～パブリックコメントの実施
- 3月 市町村障がい福祉計画の法定協議
- 4月 計画案修正
- 4月1日 計画公表、施行

【第5章】

第3期大阪府障がい者の状況等 及び見込量について

- 第1節 大阪府における障がい者の状況等
- 第2節 生活場面ごとの施策等の状況
- 第3節 平成22年度障がい者の生活ニーズ実態調査について

⇒ 「第4期大阪府障がい福祉計画」の策定に伴い、主に改定を行う箇所は、上記のとおり。

- 他の部分は最低限の点修正とする。

大阪府高齢者計画2015（案）の概要について

資料8

1 計画の位置づけ（根拠：老人福祉法及び介護保険法）

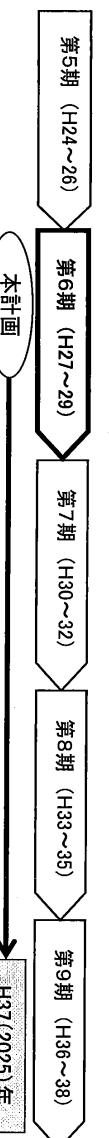
広域的な見地から老人福祉事業の供給体制を確保とともに、市町村が実施する介護保険事業の円滑な実施を支援するための府の取組みをまとめたもの。

計画の策定に当たっては、「府人権施策推進基本方針」、「府地域福祉支援計画」、「府保健医療計画」、「府高齢者・障がい者・住宅計画」等関係計画との連携を図っています。

2 計画策定の趣旨・目標（計画期間：平成27～29年度までの3年間）

この計画は、超高齢社会の中、高齢者がその個性に応じて主体的に暮らすことができる「安心して暮らせる社会」を築くことを目的に策定しています。団塊の世代の全てが後期高齢者となる平成37年を見据え、高齢者が、年齢や心身の状況に関わらず、住み慣れた地域で暮らし続けることができる「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

⇒ 基本理念：「みんなで支える 地域で支える 高齢社会」



3 大阪府高齢者計画2015（案）の内容

第1章 計画策定の意義 ……計画策定の趣旨、計画の基本理念など

第2章 高齢者の現状と将来推計 ……将来人口推計、高齢化率の推移など

大阪府の将来人口推計		(単位：万人)		
	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
総人口	887	881	865	841
高齢者人口	196	235	247	246
うち後期高齢者	83	107	130	153
高齢化率	22.1%	26.6%	28.5%	29.2%

※ 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所人口将来推計

第3章 施策の推進方策

第4章 介護サービス量の見込み及び必要入所（利用）定員総数

- (1) 要介護、要支援認定者の将来推計
- (2) 介護サービス量の見込み
- (3) 施設・居住系サービス等の必要入所（利用）定員総数

- (1) 大阪府高齢者計画2012の実績
- (2) 高齢者の生活実態と介護サービス等に関する意識調査報告書の概要
- (3) 計画の推進に向けて ……計画の推進体制など

4 策定スケジュール

平成27年2月 パブリックコメント
3月 大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会（取りまとめ）
3月 計画策定・公表

府老人福祉計画と府介護保険事業支援計画を一体として策定

<重点取組み>

- ① 医療と介護の連携による在宅生活の支援
- ② 多職種によるネットワークの構築、認知症の早期発見・早期対応など
- ③ 地域における互助の促進と健康づくり・生きがいづくりなど
- ④ 住民による生活支援サービスの提供、住民運営の通いの場の充実など
- ⑤ 高齢者を支えるサービス基盤の充実
- ⑥ サービスを提供する人材の確保、介護保険制度の適切な運営など

1 地域包括ケアシステム構築のための支援

重点

地域の中核施設である地域包括支援センターの機能強化化するとともに、多職種が参加する地域ケア会議の充実を図ります。また、在宅医療と介護の連携の推進、地域の支え合い体制整備、自立した日常生活の支援、高齢者の権利擁護を取り組みます。

2 認知症高齢者等支援策の充実

重点

認知症初期集中支援チームの設置など、認知症の早期発見、早期対応のための取組みを推進します。

また、認知症への理解の促進、地域における見守りや支援体制の充実を図るとともに、認知症の人に対する人材を育成します。

3 安全、安心、快適に暮らせる住まいとまちづくり

重点

高齢者の居住の安全確保や高齢者のニーズに対応した住まいの整備を促進することも、福祉のまちづくりを推進します。さらに、避難行動要支援者名簿の作成など、災害時の支援体制の確立に努めます。

4 健康づくり・生きがいづくり

重点

介護保険法の改正による新しい介護予防事業が、市町村において円滑に実施されるよう支援します。また、健康寿命延伸や生活習慣病の取組みを進めるとともに、高齢者の社会参加の促進や雇用・就業対策の推進を図ります。

5 利用者支援の推進

重点

高齢者が必要なサービスを利用できるよう、介護保険制度等の周知を推進とともに、相談・苦情解決体制の充実や個々の状況に配慮したサービス提供が行われるよう取り組みます。また、不服申立ての審査など適正な制度運営を努めます。

6 介護保険事業の適切な運営

重点

認定調査員に対する研修や介護支援専門員への支援を行うとともに、事業所や介護保険施設等へ指導を行います。

さらに、介護保険制度が適切に運営されるよう、保険者に必要な支援を行うとともに、適正化の取組みを促進します。

7 福祉・介護サービス基盤の充実

重点

居宅サービス及び施設の基盤の充実を図るとともに、地域密着型サービスの普及を促進します。また、医療・看護・介護の人材の養成・確保及び質の向上を図るために取組みを進めます。

子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度と大阪府子ども総合計画(案)の概要について

資料9

新制度の概要と田淵な移行に向けた取り組み

◇平成27年度からの新制度の主な内容

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」及び「現地型保育等への給付(地域型保育給付)」の創設
- 認定こども園制度の改善
- 地域の実情に応じた「子ども・子育て支援(地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの地域子ども・子育て支援事業)」の充実
- 保育の量的拡大及び確保と教育・保育の質的改善

大阪府子ども総合計画(案)

基本理念と基本的視点

(基本理念)

次代を担う子ども・青少年が、ひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはくむことができる大阪

大阪の地で成長した若者が、次の世代の子育てを担っていくことにより、子どもたちが将来の夢や目標を持ってチャレンジすることで成長し、やがて、若者となって再び次の世代の子育てを担っていくという良い循環が続いていることをめざします。

(基本的視点)

- 子どもを中心とする視点
- 制度に分断されることのない切れ目のない支援をめざします。
- 家庭の役割・機能の重要性に着目する視点
- 子育て家庭の状況に応じた柔軟な支援をめざします。
- 子どもと「社会」との関わりを大切にする視点
- 子どもと「社会」との関わりを大切にする視点を踏まえた取り組みを進めます。

計画の概要

(期間)

・大阪府子ども総合計画 平成27年度～平成30年度
・同 事業計画 平成27年度～平成31年度

- 大阪府子ども条例に基づく子ども施策の総合的な計画
- 子ども・子育て支援法に基づく計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県計画
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画
- 特に開運性が高い計画
- 社会的養護体制整備計画
- 母子家庭等自立促進計画 など

関連計画

第二次大阪府社会的養護体制整備計画(案)

(期間)

・平成27年度～平成31年度
(なお、家庭的養護の推進に向けた「都道府県推進計画」は平成27～41年度)

- 国通知「児童・養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」に基づく社会的養護体制の整備計画

【基本理念】
子ども・子育ての権利擁護と次世代育成の観点から、子どもの養育の特質をふまえ、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係を育むことができる社会的養護体制を整えます。

第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画(案)

(期間)

・平成27年度～平成31年度

- 学力向上の取り組みの推進
- 幼児教育・保育・子育て支援に関わる人材の確保及び資質の向上
- 就学後の子育て支援の充実
- 青少年の健全育成、少年非行防止ネットワークの構築促進 など

認定こども園への移行の意向(平成27年1月時点)

- 子ども・子育て会議の設置、住民の子育ての状況やニーズに基づいた事業計画の策定
- 地域型保育給付に関する基準条例の制定 など

○新制度主体である市町村を支援するための都道府県計画の策定

- （平成26年12月19日～平成27年1月19日：パリックコム）の実施、平成27年2月：子ども施設審議会開催予定、
- 認定こども園の認可・認定にかかる基準を整備するため、大阪府認定こども園の認定の要件に関する基準を定める条例の一部改正

○幼児園・保育園認定こども園の認可等に関する調査審議を行ったため、大阪府子ども施設審議会(幼児園・保育園認定こども園認可部会を設置(平成26年12月)

- 府内市町村及び他府県との意見交換の実施 など

- 事業計画の中に、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画を位置づけるとともに、計画全体に横断的に開拓する重点施策として対応。
- 家庭の経済状況にかかわらず、子どもが積極的に自分の生き方を選択し、自立できるよう、教育、就労、生活支援など各分野での総合的な取り組みを推進。(計画期間は事業計画と同じく、平成27年度～平成31年度)